

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年1月7日認可した。

平成25年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）正箱地区
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山地池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）清水池地区